平成２９年（フ）第２３３４号
北海道石狩市花川南２条５丁目34番地１　丸三マンション206号
債務者　新居　弘敏
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３３９号
北海道石狩郡当別町栄町44番地122
債務者　古木　敬貴
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３５０号
札幌市西区発寒３条５丁目７番３号　旭ハイツＡ―205号
債務者　阿部　智美
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３９６号
札幌市豊平区中の島１条２丁目１番24―406号
債務者　吉田　弘幸
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７３号
北海道帯広市西18条南５丁目48番地５　高田マンション101号室
債務者　滝本　　豊
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第８９号
北海道北見市北３条西６丁目８番地１、前住所北海道北見市公園町21番地１
債務者　澤目　政幸
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第９０号
北海道北見市北３条西６丁目８番地１、前住所北海道北見市公園町21番地１
債務者　澤目有樹子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１７２６号
埼玉県川口市長蔵２丁目26番９号　ニューフロンティアＡ101号、旧住所埼玉県川口市赤山18―１　県営赤山みどりの丘団地２―201
債務者　小堺　翔太
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７３６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野159番地50
債務者　松本英理子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３３０号
埼玉県羽生市西２丁目11番12号　シティパレス羽生１―105
債務者　松本　秋広
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３６４号
埼玉県熊谷市妻沼512番地１　聖和荘106号室
債務者　古賀　公明
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１４３号
千葉県東金市台方541番地　鈴木アパート９号棟
債務者　水津　昭人
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６３号
千葉県東金市田間２丁目23番地３
債務者　佐野　義久
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６９号
千葉県山武市松尾町松尾56番地２、住民票上の住所千葉県山武市松尾町松尾48番地
債務者　地引　宣雄
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７３号
千葉県東金市東金22番地11
債務者　齊藤　直美（旧姓目時）
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１８５８号
名古屋市西区枇杷島３丁目21番19号　タウン・コート東洋Ｂ棟207号
債務者　禹島載範こと　禹　　載範
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８７８号
名古屋市瑞穂区苗代町25番15号　コスモハイム堀田606号
債務者　關　亮太郎
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部